わんぱくランド託児契約書(重要事項説明)

＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「保護者」といいます。）と、わんぱくランド（以下、「事業者」といいます。）とは、事業者が保護者の乳幼児　＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乳幼児」といいます。）に対して行う保育について、以下のとおり契約を締結します。
また、本書の内容をもちまして「重要事項説明」と致します。

第１条（契約の目的）

事業者は、乳幼児に対し、児童福祉法等の趣旨にしたがって、安心して生活できる保育を提供し、保護者は事業者に対し、その保育に対する料金を支払います。

第２条（契約期間）

1. この契約期間は、保護者からの申し込み日時(予約を含む)より保護者の選定した託児終了時間までとします。
2. 契約満了又は保護者による連絡にて延長が可能である。
   ただし、保育時間が24時間を超える場合は引き続きの延長をお断りいたします。

3. 事前連絡なく延長などを行った場合、今後の契約をお断わりする場合があります。
4. 保護者からの電話連絡による途中解約の場合、支払い済みの料金は返金いたしかねます。
5. 契約内容が変更になる場合、契約者は速やかに事業者の内容の変更を申し出る事とし新たに契約書を取り交わすものとします。

第３条（保育の場所）

保育の提供場所は、東京都豊島区池袋2丁目44番2号　TISビル8階
わんぱくランド池袋園　です。

第４条(保育内容)

保育方針	子ども一人一人の個性を尊重しながら、年齢にふさわしい日常の基本的躾けを大切にします。 ご家族の皆さまが愛情とゆとりをもって育児に臨めるようにサポートします。
保育目標	子どもの24時間生活を当保育ルームと家庭が協力して育てていく。 子ども達が、健やかでのびのびとした心で過ごせる保育ルーム、保護者の皆さまが、真に安心して託せる保育ルームを目指す。

第５条(入会申し込み記録の作成と保育の記録)

1. 保護者は当園に入会する際、幼児育成状況やアレルギーなどの疾患又は身体的特徴に関する情報を偽りなく事業者に通達する義務を負うものとします。
   これにより、以下の調査票を記入していただく必要があります。
   ① 入会申込書
   ② アレルギーや疾患などに関する調査票
   ③ 家庭状況調査票
2. 事業者は、保護者の協力のもと、保育所において乳幼児の保育内容を記載した諸記録を作成し、契約終了後又は契約の解約後5年間保存します。
   なお、保存期間が経過した際には、第１１条第1項の守秘義務にのっとり破棄します。
3. 保護者は、前項の諸記録を閲覧することができます。

第６条（契約時間等）

1. 予約は、電話又はインターネットで行い、契約時間は人員の配置などを考慮したものとなり、希望時間にできる限り沿うものと致します。
2. 24時間を超える託児契約に関しては基本的に、お受けできないものとします。
3. 利用時間の延長
   ① 契約時間を超えて開園時間内に保育が必要になった場合は、保護者は事前に当園へ連絡するものとします。
   ② 時間延長の連絡がなく、また当園により保護者に連絡が取れない場合、児童相談所をはじめとする関係各所に連絡相談をし、場合によっては、乳幼児を他の施設に託す場合があります。

第７条（幼児の引き取り・保育の中止及び拒絶）

1. 乳幼児の体調が不良になった場合、乳幼児の引き取りを早める場合がある事を保護者は理解し速やかに引き取りに応じる事とする。
2. 乳幼児が病気の時、熱がある時、下痢や嘔吐がある時は、保育契約を拒絶する場合があります。また、インフルエンザなどの伝染病にかかった場合は、医師からの完治証明書がなければ、お預かりできません。
3. 原則、乳幼児の引き取りは保護者とし、やむを得ない状況において保護者とは別人物が乳幼児引き取りを行う場合、身分証明書や保護者との電話連絡などで確認を行うものとし、確認ができない場合は、乳幼児の引き取りをお断りいたします。
4. 生後２ヶ月未満の乳児及び就学後のお子様はお預かりできません。

第８条（料金）

当園は原則一時保育及び1ケ月パック（月極保育）の利用となり、保護者は保育サービスの対価として、次のとおり支払うものとします。

1.1　一時保育料金表(表１)

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳～
7時～18時　※１	1,700円	1,650円	1,600円	1,550円	1,500円	1,450円
延長(7時～18時)　※２	1,400円	1,370円	1,350円	1,320円	1,300円	1,270円
18時～7時　※１	1,900円	1,850円	1,800円	1,750円	1,700円	1,650円
延長(18時～7時)　※２	1,500円	1,470円	1,450円	1,420円	1,400円	1,370円

1.2　一時保育料金表（土日祝日）（表2）

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳～
7時～18時　※１	1,750円	1,700円	1,650円	1,600円	1,550円	1,500円
延長(7時～18時)　※２	1,420円	1,400円	1,370円	1,350円	1,320円	1,300円
18時～7時　※１	1,950円	1,900円	1,850円	1,800円	1,750円	1,700円
延長(18時～7時)　※２	1,520円	1,500円	1,470円	1,450円	1,420円	1,400円

※ 料金表示は税込表示です。

※ 料金の精算はお帰りの際にお願いしております。

※1 一時間単位の料金

※2 延長は30分単位

2.8時間パック料金（要予約）

平日	0 歳～2 歳	3 歳～6 歳
7 時～18 時まで	11,500円	11,000円
18 時～7 時まで	13,500円	12,500円

土日祝日	0 歳～2 歳	3 歳～6 歳
7 時～18 時まで	12,000円	11,500円
18 時～7 時まで	14,000円	13,000円

※ 8時間パックをご利用の場合は予約が必要です。

※ 料金表示は税込表示です。

※ パック料金は先払い、延長やその他料金はお帰りの際にお願いいたします。

3.1ヶ月パック料金表

Aプラン:土日祝日含む時間保育プラン(月/80時間)

例:Aプラン

月/20日:1日あたり/4時間利用までのご利用

または

月/10日:1日あたり/8時間利用までのご利用

	0歳～2歳	3歳～6歳
昼プラン(7時～18時)	45,000円	40,000円
夜プラン(18時～7時)	55,000円	50,000円

Bプラン:土日祝日含む時間保育プラン(月/120時間)

例:Bプラン

月/20日:1日あたり/6時間利用までのご利用

または

月/15日:1日あたり/8時間利用までのご利用

	0歳～2歳	3歳～6歳
昼プラン(7時～18時)	65,000円	57,500円
夜プラン(18時～7時)	80,000円	72,500円

Cプラン:土日祝日含む時間保育プラン(月/160時間)
例:Cプラン

月/20日:1日あたり/8時間利用までのご利用
または
月/16日:1日あたり/10時間利用までのご利用

	0歳～2歳	3歳～6歳
昼プラン(7時～18時)	85,000円	75,000円
夜プラン(18時～7時)	105,000円	95,000円

Dプラン:土日祝日含む時間保育プラン(月/ 200時間)
例:Dプラン

月/20日:1日あたり/10時間利用までのご利用
または
月/16日:1日あたり/12.5時間利用までのご利用

	0歳～2歳	3歳～6歳
昼プラン(7時～18時)	105,000円	92,500円
夜プラン(18時～7時)	130,000円	117,500円

※ 1ヶ月パック(月極保育)ご利用の場合、入会金として 20,000円 となり、以降一時保育や8時間パックがご利用になれます。

※ 料金には食事代金は含みません。設備費(おやつ、おむつ、おもちゃ、保険代金など)として月額 5,000円 いただきます。

※ 料金は前払い(翌月分の保育料を前月の月末まで)のお支払いをお願いいたします。

※ 支払い方法相談可(分割)

※ ご利用方法は、ご契約時の相談により決めさせていただきます。

※ プラン変更は、前月のお支払い日までにお知らせください。月途中の変更は、いたしかねます。

※ 延長時間は、各自で管理をお願いいたします。
使用時間につきましては、保育スタッフまでお問い合わせください。

※ 契約が完了し、お支払いが済んだ後の返金はいたしかねます。

4. その他費用

① 入会金（一時保育）：無料（ラインお友達登録必須）
（月極保育）：10,000円（税込）※１家族につき

② 食事代（食事時間帯をご利用の場合）：1食 500円（白米200円・おかずのみ300円）(税込)

③ その他必要品が発生した場合、実費を頂きます。

第９条（料金の支払）

1. 前条の料金について、事業者は明細を付して保護者に請求し、保護者は速やかに事業者へ現金又はカード決済にて支払います。

2. 前条の料金については、サービス毎に料金の支払い時期が違うことを保護者は認識し支払います。

3. 入会金、保育料など一旦お支払い頂きました納入金は、いかなる場合でもご返金いたしかねます。

4. 事業者は、保護者から料金の支払いを受けた時は、保護者の要求に応じて領収証を発行いたします。

第１０条（契約の解除）

1. 保護者又は乳幼児の事情で中途退園する場合、保護者は退園予定日時を事前に伝えなければならない。

2. 次の事由に該当した場合、保護者は文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。

①事業者が正当な理由なく保育を拒否した場合

②事業者が守秘義務に反した場合

③事業者が法令等の社会的義務に反した場合

④事業者が乳幼児又は保護者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合

⑤事業者が破産した場合

3. 事業者は、閉園や休園など止むを得ない事情がある場合、保護者に対して速やか予告を行い、理由を文書で明示又は口頭で説明した上で、この契約を解除することができます。

4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で保護者に通知せずに契約を即刻解除し、責任の全てを有しない場合があります。

①第５条（入会申し込み記録の作成と保育の記録）で記載した関係書類に不実記載があった場合、責任の全てを有しない場合があります。

②保護者が第８条に定める料金又はその他料金の支払いを遅延した場合で料金支払の催告期間が経過しても支払わない場合

③保護者が事業者や保育所スタッフ又は他の利用者（保護者、乳幼児）に対して、重大な背信為を行った場合

④保護者又は利用者側関係者に、反社会勢力及び反社会組織に準ずるものの構成員や関係者である場合

⑤公序良俗に反する行為、社会通念に反する行為をした場合

第１１条（退園時の協力）

事業者は、前条第２項及び第３項の事由により乳幼児が退園する際には、保護者の希望や乳幼児の環境の変化を勘案し、転園先の確保に努めます。

第１２条（秘密保持）

1. 事業者及び従事する全てのスタッフは、保育を提供する上で知り得た乳幼児、保護者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

2. 前項の定めに関わらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が乳幼児や保護者の個人情報を提供することに、保護者は同意します。

3. 第１項の定めに関わらず、保育園運営内容の向上を目的とした運営委員会に、事業者が乳幼児及び保護者の個人情報を提供する必要がある場合は、文書で保護者の同意を得るものとします。

4. 裁判所や警察などの捜査協力要請があった場合は、保護者の同意なしに提供いたします。

第１３条（保育内容などに関する問い合わせ、苦情等の受付先）

（担当者氏名）　　山﨑（ヤマザキ）　修（オサム）
（担当者連絡先）　電話　03-6914－2237
（受付時間）　　午前9時～午後20時

第１４条（緊急時の対応等）

1. 事業者は、保育中に乳幼児の身体に急変が生じた場合又はその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに医師又は医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。
2. 災害や紛争などで乳幼児の身に危険が迫る場合や、当園の運営及び保護者への連絡が困難と判断できる場合、事業者は保護者とともに、乳幼児を保護者に受け渡す努力を行うものとします。
3. 保育中、乳幼児がケガをした場合は、保育スタッフが保護者に対し説明を行うものとします。

第１５条(加入している保険の種類・保険事故・保険金額)

事業者は、保険サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により乳幼児の生命・身体又は財産に損害を及ぼした場合は、保護者に対して損害を賠償します。

（保険の内容については別紙参照）

第１６条（賠償責任）

事業者は、保健サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により乳幼児の生命・身体又は財産に損害を及ぼした場合は、保護者に対してその損害を関係保険などを利用し賠償します。

第１７条(提携医療機関)

事業者は、保育中に乳幼児が急に発病した場合やケガをした場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡の上、下記医療機関にお連れします。また、保育中に乳幼児がケガをした場合は、保育スタッフが保護者に説明します。

〔医療機関〕

たじま医院

東京都豊島区池袋2-61-5　電話番号　03-3971-0388

第１８条（本契約に定めのない事項）

1. 保護者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、児童福祉法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定します。

第１９条（裁判管轄）

この契約に関して止むを得ず訴訟する場合は、保護者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所としますが、保護者が遠方より当園を利用している場合などは、これに準じません。

第２０条（重要事項説明確認）

契約の締結に当たり、事業者は保護者に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、その１通を保有するものとします。

年　　月　　日

保護者

＜住所＞

＜氏名＞　　印

＜住所＞

＜氏名＞　　印

事業者

＜所在地＞　東京都豊島区池袋2-44-2　TISビル8F

＜事業者名＞　株式会社　プリマヴェーラ
わんぱくランド　池袋園

＜代表者＞　山﨑　修　　印